三号、第二項第九号及び第十三号、第三項第十二号から第十四号まで、第四項第十二号から第十四号まで、第五項第二号から第四号まで、第六項、第七項第一号リ及びワ、第二号ヲからカまで並びに第三号ロからニまで、第八項並びに第九項第一号に係る部分に限る。」に、「第一項第一号ロからニまで、第二号ロからニまで及び第三号ロからニまで」を「第一項第一号イからチまで及びヌからヲまで、第二号イからルまで並びに第三号イからルまで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十二条第一項第九号中「療養のあった月の標準報酬月額が二十八万円以上三十六万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。）」とあるのは「第十三号に掲げる者以外の者」と、同条第三項第十二号中「療養のあった月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者又はその被扶養者（次号又は第十四号に掲げる者を除く。）」とあるのは「次号及び第十四号に掲げる者以外の者」と読み替えるものとする。

第四十四条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

第三条　船員保険法施行令の一部改正（船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「第五項まで」の下に「、第八条の三」を加え、「第九条第五項」を「第八条の三第一項第一号」に改め、同項第二号及び同条第二項中「第九条第五項」を「第八条の三第一項第一号」に改め、同条第四項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改め、同条第五項中「第三項第一号及び第二号」を「第三項各号」に改める。

第八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）」を付し、同条第一項第一号中「この条並びに第十一条第一項、第二項、第四項及び第六項において」を削り、同条第六項中「特別区を含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八条の三　高額療養費は、計算期間において、基準日被保険者又はその被扶養者がそれぞれ被保険者又はその被扶養者として受けた療養（法第六十七条第一項及び第八十二条第一項の規定による保険給付に係る療養（次項及び第十一条において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額（第八条第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）から七十歳以上年間世帯支給総額（次項に規定する七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から同項の七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「一部負担金等年間世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に基準日被保険者に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

一　当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第八条第一項第一号イからヘまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円（同条第四項各号に掲げる療養（以下「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

二　当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第八条第一項第一号イからヘまでに掲げる額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

2　前項各号に掲げる額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る額を合算した額（第八条第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。以下この項において「七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額」という。）が七十歳以上年間高額療養費算定基準額を超える場合は、七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として基準日被保険者に支給する。

第九条第一項第一号中「八万百円と、第八条第一項第一号及び第二号」を「八万五千八百円と、第八条第一項第一号及び第二号」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円と、第八条第一項第一号及び第二号」を「二十七万三百円と、第八条第一項各号」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、第八条第一項第一号及び第二号」を「十七万九千百円と、第八条第一項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同項第五号中「所得割を除く。」の下に「第十項第二号、第十一項第四号及び」を加え、「（特別区を含む。同号において同じ。）」を削り、「第三項に」を「以下この条に」に、「及び」を「又は」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項第一号中「四万五十円と、第八条第二項第一号及び第二号」を「四万二千九百円と、第八条第二項各号」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第二号中「規定する」を「掲げる」に、「十二万六千三百円と、第八条第二項各号」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「規定する」を「掲げる」に、「八万三千七百円と、第八条第二項第一号及び第二号」を「八万九千五百五十円と、第八条第二項各号」に、「二十七万九千八百円」を「二十九万六千五百円」に改め、同項第四号中「規定する」を「掲げる」に、「二万八千八百円」を「三万七百四十円と、第八条第三項第一号及び第二号」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、第八条第三項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「八万百円と、第八条第三項第一号及び第二号」を「八万五千八百円と、第八条第三項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「二万四千六百円」を「二万五千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。」に改め、同項第六号中「第十二条第二項第六号」を「第十二項第五号及び第十二条第二項第六号」に、「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第四項第一号中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第二号中「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十八万八千五百円」に改め、同項第四号中「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第五号中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。」に改め、同項第六号中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同条第五項中「同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第十一条第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）」を「七十五歳到達時特例対象療養」に改め、同項第一号中「二万八千円」を「二万千円」に改め、同項第二号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第七項第一号中「次号又は」を「次号及び」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第八項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第九項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第十項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第十一項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第十二項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第十三項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第十四項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第十五項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第十六項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第十七項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第十八項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第十九項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第二十項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第二十一項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第二十二項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第二十三項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第二十四項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第二十五項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第二十六項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第二十七項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第二十八項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第二十九項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第三十項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第三十一項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第三十二項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第三十三項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第六号中「一万八千円」を「二万千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第三十四項第一号中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二十六万七千円